

相談にあたっての留意事項は、別添「被災住宅及び建築物の復旧等に関する建築相談の窓口対応について」を参照してください。

## 各相談員の行動マニュアル

### 1 相談日前日まで

お送りした資料をご確認ください。ご質疑等があれば、次の連絡先までご連絡ください。【土木建築局建築課 082-513-4183 担当 兼原】

相談日前日までに、参集時間等をお知らせします。

(各団体事務局若しくは建築課)にご確認ください。

なお、予定に変更がある場合は、まず、各団体事務局へご連絡ください。緊急の場合は上記連絡先にご連絡ください。なお、休日は兼原の携帯電話

(090-9413-1589)へご連絡いただいで結構です。

### 2 相談日当日

始業 9:00~

#### (1) 特定行政庁以外の市町

県職員が相談員として駐在しているため、県職員と事前打ち合わせを行って下さい。(県職員は8:30から業務を開始していますので、始業前に打ち合わせする時間があります。)

#### 打ち合わせ内容

- 応急修理、民間賃貸住宅借りに係る相談は県・市町職員につなぐこと。
- 相談着手は、県・市職員が初動対応し、内容を切り分けたうえで、建築の一般的な相談を県市職員から引き継ぐこと。
- 相談にあたっては、別紙1(対応整理票)に所定事項を記入すること。(名前程度を聞き取り、住所他個人情報に係る部分はしつこく聞かない。)
- 必ず現地調査の希望の有無を確認し、所定欄に記載すること。なお、現地調査の実施は、希望の状況を受けて、別途調査日程を調整すること及び避難指示等立入が制限されている場合、即時対応は難しいこと伝える。
- 対応整理票の内容を確認した上で、対応整理票に氏名を必ず記入すること。
- 相談内容は、対応整理票に手書きで記入する。最終的には、他会場の相談員と情報共有するため、県が持参するタブレットを利用し、対応整理票ファイルに入力すること。  
(県職員が基本的に入力を行う。時間が取れば、相談員の方に入力まで行っていただければ幸いです。)
- 電話は直接受けない。市町職員が一旦受け、内容を確認し引き継ぐこと。

- ・ 対応時には、名札ホルダーを用意するため目立つところに身に着けること。

## (2) 特定行政庁の市

事前に送付した資料を確認し、特定行政庁職員と事前に打ち合わせを行う。

特定行政庁から別途資料がある場合は受取内容を確認する。

### 打ち合わせ内容

- ・ 特定行政庁の職員が相談内容を切り分けし、今回の豪雨災害に係る相談について、引き継ぐこと。
- ・ 相談時は、同席する特定行政庁職員と連携し進めること。
- ・ 相談にあたっては、別紙1（対応整理票）に所定事項を記入すること。（名前程度を聞き取り、住所他個人情報に係る部分はしつこく聞かない。）
- ・ 必ず現地調査の希望の有無を確認し、所定欄に記載すること。なお、現地調査の実施は、希望の状況を受けて、別途調査日程を調整すること及び避難指示等立入が制限されている場合、即時対応は難しいこと伝える。
- ・ 対応整理票の内容を確認した上で、対応整理票に氏名を必ず記入すること。
- ・ 相談内容は、手書きで記入する。最終的には、他会場の相談員と情報共有するため、電子ファイル化する。（県庁で対応）
- ・ 電話は直接受けない。特定行政庁職員が一旦受け、内容を確認し引き継ぐこと。
- ・ 対応時には、名札ホルダーを用意するため目立つところに身に着けること。
- ・ なお、各区、市で体制が異なっておりますので、詳細は各区、市に行かれた際に、ご確認ください。

### 終業～17:00

- ・ 対応整理票は、ファイリングし特定行政庁職員若しくは県職員に手渡す。特定行政庁以外の市では、コピーを市町に手渡すこと。
- ・ 対応内容のうち、県、特定行政庁に引き継がなければならないことは、対応整理票に引き継ぎ事項及び市・町の担当者名を所定欄に記入し、引き継ぐこと。